

小林小学校 いじめ基本方針

日光市立小林小学校

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

1 策定に当たっての学校の考え

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめの未然防止

- ・児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにします。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・保護者並びに地域の方との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援をします。
- ・いじめ防止の理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育、道徳科、学級活動の時間等、また、教育相談、いじめアンケートを積極的に活用します。

3 いじめの早期発見

- ・児童や保護者がいじめに係る相談をしやすい雰囲気をつくります。
- ・定期的に「児童を語る会」を開催し情報を共有して指導に役立てます。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を行います。
- ・いじめ調査実施後、教育相談を実施します。

4 いじめ事案への対応

・被害児童とその保護者に対して

いじめられている児童生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守るということを、教職員が、言葉と態度で示します。

いじめが解決されない場合に、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝えること。不安を除去し、被害児童の安全を守ります。さらに、自尊心を高めるようにします。